平成２６年（フ）第４６１０号
千葉県千葉市美浜区幸町２丁目15―８棟―304
債務者　辻アウロラこと　ツジ　アウロラ　アルビス
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６１３号
東京都中野区東中野１丁目11―３―403
債務者　奥山　耕史
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６１４号
東京都墨田区東向島２丁目49―12―201
債務者　逸見　邦男
1　決定年月日時　平成26年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６２９号
東京都中野区南台５丁目15―18―203
債務者　堀池　　力
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６３２号
東京都八王子市南大沢１丁目21―14
債務者　佐久間和枝
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６３４号
千葉県鎌ケ谷市初富本町２丁目４―60
債務者　齋藤　正夫
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６３５号
千葉県鎌ケ谷市右京塚７―12―302
債務者　齋藤　法義
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６３７号
東京都足立区西新井６丁目22―８―201
債務者　安陪　吉子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６４０号
東京都足立区舎人６丁目14―14―305
債務者　軍司　　信
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６４４号
神奈川県横浜市戸塚区上柏尾町479―11
債務者　服部　正浩
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６４５号
東京都練馬区貫井３丁目29―４―116
債務者　戸澤　良太
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６４６号
東京都練馬区南大泉４丁目39―30―Ｂ―204
債務者　前澤　恵子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６４８号
東京都目黒区東が丘１丁目21―15―413、住民票上の住所東京都大田区東蒲田１丁目１―17―602
債務者　綿引　　恵
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６４９号
神奈川県横浜市青葉区つつじが丘１―12―602
債務者　徳島　渥子
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６５８号
東京都品川区二葉３丁目23―４　坂口ビル３Ｆ
債務者　坂口　睦実
1　決定年月日時　平成26年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部